

# 高知港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和 3年12月

高知港港湾管理者

高 知 県



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 9月 高知県地方港湾審議会
- ・平成12年11月 港湾審議会第174回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年 3月 高知県地方港湾審議会
- ・平成21年 3月 高知県地方港湾審議会
- ・平成26年 3月 高知県地方港湾審議会
- ・平成27年 8月 高知県地方港湾審議会

の議を経た高知港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



## 目 次

変更理由 .....	1
港湾施設の規模及び配置 .....	2
1 公共埠頭計画 .....	2
2 危険物取扱施設計画 .....	3
3 水域施設計画 .....	4
港湾の環境の整備及び保全 .....	6
1 港湾環境整備施設計画 .....	6
土地造成及び土地利用計画 .....	7
1 土地利用計画 .....	7



## 変 更 理 由

- 1 船舶の大型化に対応するため、三里地区の公共埠頭計画を変更するとともに水域施設計画を変更する。
- 2 タナスカ地区において、立地企業からの要請に基づき、危険物取扱施設計画を変更する。
- 3 土地需要の変化に対応するため、三里地区における港湾環境整備施設計画を変更するとともに、土地造成及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 三里地区

船舶の大型化に対応するとともに、林産品、コンテナ等の外貨貨物を取扱うため、以下の施設について計画を変更する。

水深 8 m 岸壁 延長 60 m [既設の変更計画] 7-1  
水深 10 m 岸壁 延長 180 m [既設の変更計画] 7-6  
埠頭用地 4 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
(既設)

既設  
水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 240 m  
埠頭用地 4 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置し、利用を以下のようにする。

外貨コンテナ埠頭計画 1 バース 延長 180 m  
(コンテナ船用)

または、公共埠頭計画 1 バース 延長 240 m



## 2 危険物取扱施設計画

### 2-1 タナスカ地区

立地企業からの要請に対応するため、危険物取扱施設について計画を変更する。

水深 5 m          ドルフィン 3 バース (専用) [既設の変更計画]

水深 5.5 m      ドルフィン 2 バース (専用) [既設の変更計画]

既設

水深 5 m          ドルフィン 5 バース (専用)

水深 5.5 m      ドルフィン 3 バース (専用)

なお、これに伴い、次の既設の施設を撤去する。

既設

水深 5 m          ドルフィン 2 バース (専用)

水深 5.5 m      ドルフィン 1 バース (専用)

### 3 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地のうち、下記の施設について計画を変更する。

#### 3-1 泊地

##### 三里地区

水深 2 m		[既定計画の変更計画]
水深 6 m		[既設の変更計画]
水深 7.5 m		[既定計画の変更計画]
水深 8 m		[既設の変更計画]
水深 9 m		[既定計画の変更計画]
水深 10 m	面積 1 h a	[既定計画の変更計画]
水深 11 m	面積 1 h a	[既定計画の変更計画]
水深 12 m		[既設の変更計画]
水深 14 m	面積 2 h a	[既定計画の変更計画]

##### 既定計画

水深 8～12 m 面積 4 h a (うち既設 3 h a)  
水深 12～14 m 面積 8.4 h a (うち既設 1.4 h a)

##### タナスカ地区

水深 5 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

##### 既設

水深 5 m 面積 1 h a

### 3-2 航路・泊地

#### 三里地区

水深 7.5 m		[既設]
水深 10 m	面積 1 h a	[既定計画の変更計画]
水深 11 m	面積 1 h a	[既定計画の変更計画]
水深 12 m	面積 3 h a	[既定計画の変更計画]
水深 14 m	面積 6.5 h a	[既定計画の変更計画]

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、土地需要の変化に対応するため、以下のとおり計画を変更する。

三里地区 緑地 10ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
三里地区 緑地 10ha

## 土地造成及び土地利用計画

港湾環境施設整備計画の変更に対応して、土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

単位：ha

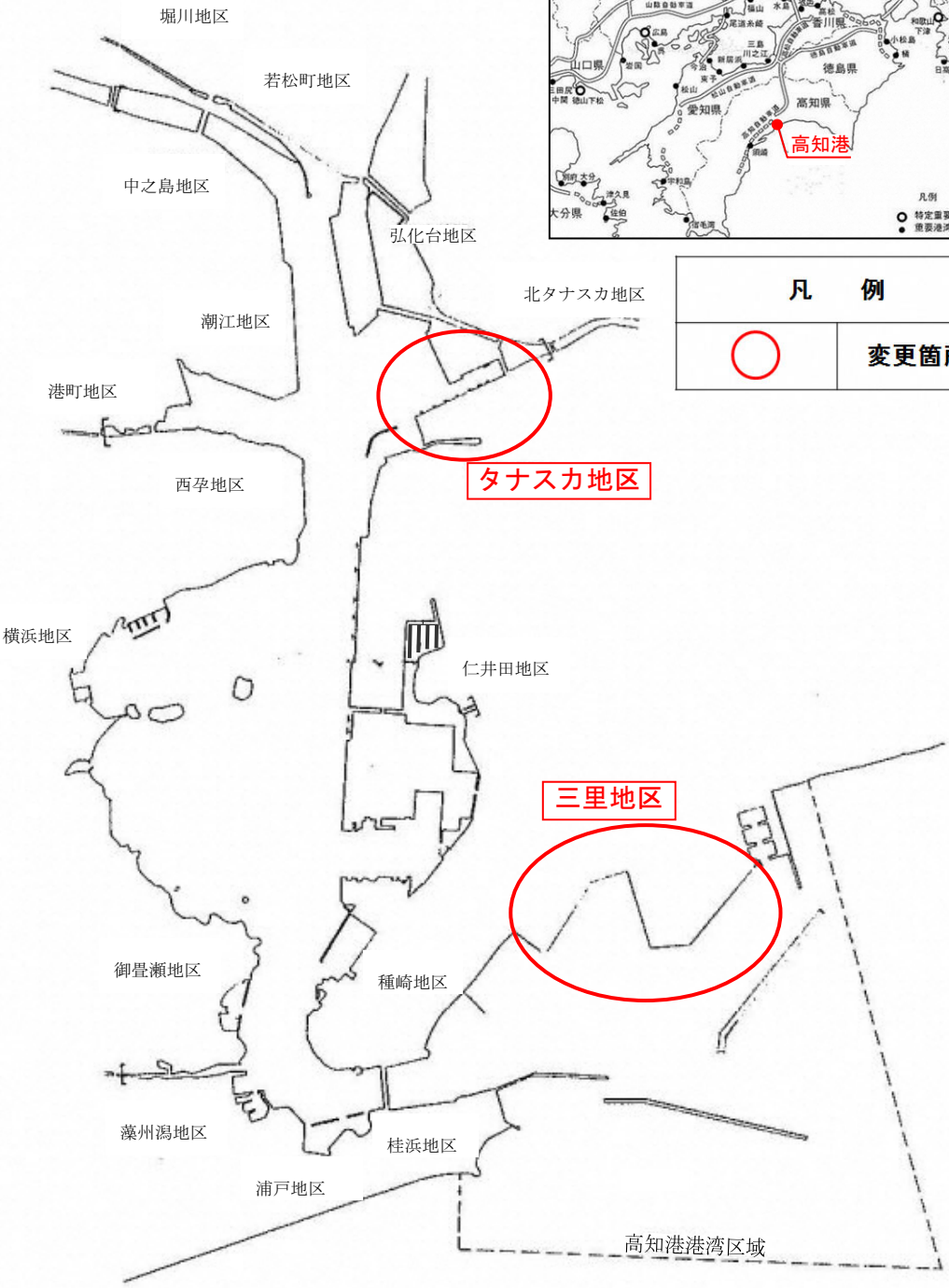
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 拠点 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
三里地区	(29) 29	(19) 19	(3) 3	(5) 5	(10) 10	(65) 65

注1 ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

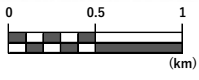
注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

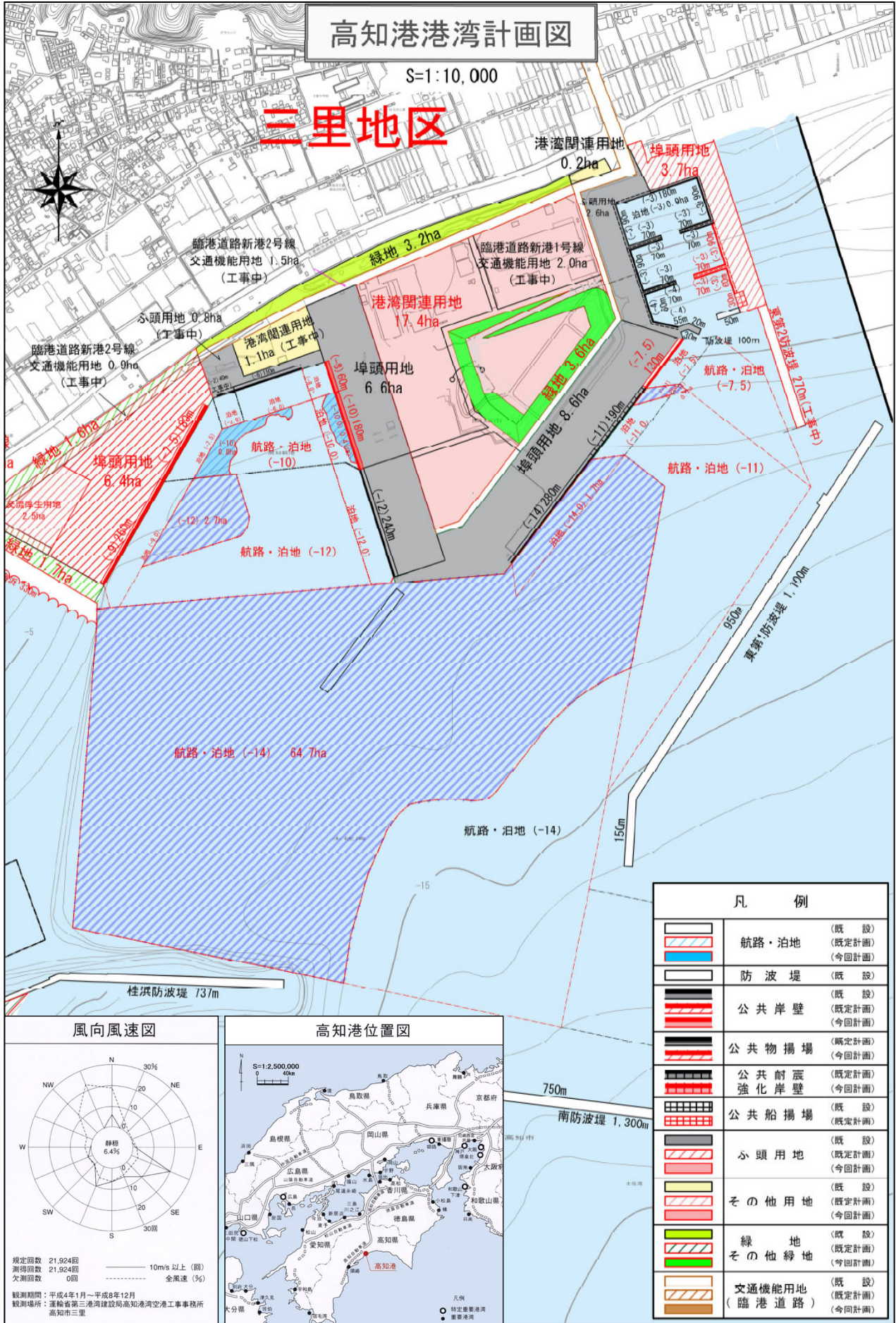
注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

# 高知港港湾計画位置図



凡 例	
○	変更箇所





凡 例	
	航路・泊地 (既設)
	航路・泊地 (既定計画)
	航路・泊地 (今回計画)
	防波堤 (既設)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共岸壁 (今回計画)
	公共物揚場 (既定計画)
	公共物揚場 (今回計画)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	公共耐震強化岸壁 (今回計画)
	公共船揚場 (既設)
	公共船揚場 (既定計画)
	心頭用地 (既設)
	心頭用地 (今回計画)
	その他用地 (既設)
	その他用地 (今回計画)
	緑地 (既設)
	その他緑地 (既定計画)
	その他緑地 (今回計画)
	交通機能用地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既定計画)
	交通機能用地 (今回計画)

